

東大阪大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東大阪大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築し、平成 26(2014)年 7 月末に進ちょく状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

大学は、平成 15(2003)年、こども学部こども学科の 1 学部 1 学科構成で開設された。建学の精神は学園訓「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」として示され、大学の使命・目的は「学問を通して人間を教育」「豊かな実践力を身につけた有意な人材を育成すること」にある。いずれも大学内外に適切な形で周知されている。

教養教育の組織を整備することなどに課題は残るが、大学の教育研究の基本的な組織は学部学科の教育目的を実現するために適切に構成されている。殊に「こども研究センター」は、教育研究の拠点をなすとともに、社会貢献の場としても重要な役割を果たし大学の教育目的を地域に周知させるものとなっている。

教育課程は、「総合基礎演習」「セミナー」「卒業研究」を軸に段階的に学べるよう組織されている。履修登録単位数の上限設定など改善すべき課題はあるが、教育方法においても少人数のクラス編成を生かしさまざまな工夫をしている。

建学の精神と教育目的に基づきアドミッションポリシーが定められ、多様な媒体を通して周知に努めている。学生に対する学習支援・就職支援では小規模校の強みを生かし、教職員の連携によって、きめ細かな個別指導と助言を 4 年間を通して行っている。

教員については、大学設置基準の定める必要教員数を上回る十分な教員を確保している。採用・昇任の教員人事は、規程に則って適正に進められている。現行の FD(Faculty Development)の取組みは必ずしも十分とは言えないが、これまでの諸活動を統合しようとするなど改善に向けての努力が認められる。

事務職員の人事については、採用・昇任・異動に関する諸規程を整備すること、年齢バランスを考慮した人員構成とすることなどの課題はあるが、柔軟な雇用形態を採り効率的な組織編制で事務職員を適切に配置している。事務職員の力量形成については一層の充実が望まれるものの、学内外での研修を積極的に活用して一定の成果をあげている。

法人の管理運営については、特に監事の理事会出席についての見直しが望まれるものの、総じて法令と寄附行為に基づき適正に行われている。大学は、学長のもとに学務部門・事

務部門の管理責任者を構成員とする評議会を組織し円滑に運営されている。自己点検・評価は、規程は整備されているものの義務化されて以降も十分には実施されていない。しかしながら、全体としてみれば限られた人的資源を最大に活用して適切な管理運営の実現に努めている。

大学の財務状況は、近年の定員未充足にともない、帰属収支及び経営諸比率も悪化傾向にある。しかしながら、過去の資産蓄積が大きく実質的には無借金経営であって、当面の大学運営に問題はない。会計処理については、法令と規程に基づき適正に執行されている。

教育研究環境については、建物の耐震診断の早急な実施やバリアフリーの一層の推進などの課題はあるが、教育研究活動の目的を達成するための施設・設備は適正に整備されている。

社会連携については、多くの地域住民が利用する「こども研究センター」が重要な役割を果たすとともに、東大阪市教育委員会の「愛ガード運動」と連携した小学校児童登校時における学生の見回り活動も行われている。

社会的責務については、組織倫理の基本を就業規則に明示するほか、セクシュアルハラスメントや情報倫理に関する規程も制定している。また、全教職員対象の人権研修会を実施していることも評価できる。全学的な避難訓練の実施、大規模地震に対する防災体制の整備などの課題はあるが、全体として危機管理は概ね適切に機能している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」という学園訓として示され、大学の使命・目的は「村上学園建学の精神と伝統に基づき、学問を通して人間を教育するとともに、子どもに関する総合的な学芸を教授研究し、豊かな実践力を身につけた有意な人材を育成すること」と学則第 1 条に示されている。

学生に対しては、諸行事における学長などの講話やキャンパスガイドなどの印刷物を通して建学の精神の周知徹底を図るとともに、ロビーに学園訓を額にして掲げるなど日常的に村上学園・東大阪大学の一員としての自覚を促し勉学意欲の高揚を図っている。教職員に対しても理事長の訓示その他で建学の精神への深い理解を促し、全教職員が一致協力して学生に対する日々の教育と学生支援に当たることができるよう配慮している。

学外に対しては、広報誌「ヒューコムライフ」やホームページを通して建学の精神と大学の使命を周知すべく努力している。このような大学広報とは別に、小学生の登校時に安全を確保する学生ボランティア活動や「こども研究センター」の諸活動が大学の使命・目的を地域に周知する上で重要な役割を果たしている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究の基本的な組織は、学部、学科の教育理念を実現するために適切に構成され、概ね適切な関連を保っている。「こども研究センター」を開設し、特色ある活動を定着させている。「こども研究センター」、附属幼稚園、附属図書館と学部、学科の連携により、教育研究の目標達成に努めている。

教養教育の運営に関しては、十分な組織上の措置がとられているとは言えない。人文、社会、自然、総合、外国語、保健体育からなる教養科目は、区分上専門科目に入るが、導入教育としての「総合基礎演習」や、「人を学ぶ」という特色ある授業科目など、人間形成を目的とする教養教育に資する科目が揃えられている。

教授会以外の委員会などでの短期大学部からの大学の独立性がややあいまいであるが、教授会については、大学の意思決定において、規程に基づき適正に運営されている。

【参考意見】

- ・教養教育に関し、諸問題を専門的に検討できるよう組織上の責任体制を明確にすることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

「学問を通して人間を教育する」という教育目的を教育課程や教育方法に反映させるため、特色ある必修科目を設定するなどの工夫がなされている。専門科目は、少人数クラス編制により、教育目的の浸透に寄与している。

教育課程については、総合基礎演習、セミナー、卒業研究と段階的に学べるよう編成され、教養科目、専門科目、資格のための自由選択科目を各年次に適切に配当し、体系的に設定されている。

年間の行事予定、授業期間は明示され、教育課程は編成方針に即して概ね適切に運営されている。なお、履修登録単位数の上限の適切な設定がなされていないので、単位制度の実質を保つための規程の整備が必要である。

教育目的の達成状況を点検、評価するシステムはまだ十分に整っていないが、教員やキャリアサポートセンターにより達成状況の現状把握がなされ、システムの整備する努力がなされている。

【改善を要する点】

- ・履修登録単位数の上限が学則や規程で設定されていないので、改善を要する。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学園の建学の精神と伝統に基づいて、「学問を通して人間をつくる教育」というアドミッションポリシーが定められ、大学案内・オープンキャンパス・ホームページなどで周知されるとともに、学生募集の際にも強調されている。

学生への学習支援では、小規模校の強みを生かし、教職員の連携によって、多様な資格取得に対応するきめ細かな個別履修指導や学習上の助言を行うなど、4年間を通じた学習支援、相談体制が組まれている。

各種の学内奨学金制度を設けており、学外奨学金と併せて経済的な支援を行っている。学生の課外活動の支援は学生部が行い、学生の身体的、心理的問題についての支援は、医師や看護師、専門カウンセラーを配置した「保健センター」を中心に、教職員との連携のもとに行われている。

就職・進学支援はキャリアサポートセンターが中心になって対応している。相談や情報の周知を徹底するために、センター職員は学生と携帯電話による相互コミュニケーション体制を整えている。また「こどものスペシャリスト」の育成を目指して、幼稚園インターンシップなどのキャリア教育に取り組むとともに、「こども研究センター」を活用した、観察、実践学習の場を充実させている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準の定める必要教員数を上回り、教育課程を遂行するために十分な教員を配置して教育研究活動が行われている。

教員の採用・昇任については、「教育職員の採用及び任用選考規程」に則って運用されている。採用に関しては、より広く人材を募る努力が認められる。

資格取得関連科目が多いことから、一部の教員への過負担や、兼任教員への依存率が高い現状にあり、これらの是正に努めている。教員の教育研究活動の支援については体制を整備し、活性化する努力をしている。教員の研究活動の支援について、基本的には必要なことを行っている。

学生による授業評価アンケートの実施状況など、現行のFD(Faculty Development)の取

組みは必ずしも十分とは言えないが、これまでの諸活動を統合し組織化する改善の努力が認められる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務職員人事については、新規採用を含めて基本方針の明示や運用に関する諸規程を整備し、年齢のバランスを考慮した人員構成を期待する。一方で、小規模な事務体制の中で、雇用形態を柔軟に用いて効率的な組織編制を行っていることや業務全体の見直し、また法人間の連絡調整会議の設置など学園全体として総合的な事務運営を図っている。

事務職員の力量形成についての活動は、組織規模に応じた適正な研修の実施が一層望まれるものの、限られた時間の中で学内外における研修を積極的に活用して職員の資質向上に努めている。

教学支援に関わる主な学務部門に教員が責任者として配置されており、日常的に教員と職員が連携しながら、運営に必要な事務体制を整えている。更に、新たな学務系の情報システムを導入して以降、学生データの一元管理を実現して円滑な事務処理に向けた適切な情報管理の整備に取り組んでいる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき、適切な管理運営を行っている。会議の開催や審議内容については監事の出席のあり方に見直しが見られるものの、概ね関係規程に沿った運営を行っている。また、理事長を中心に「学園管理職会議」で理事会及び評議員会の議案をあらかじめ調整、協議して円滑な運営に努めている。

学長は、短期大学部の長を兼任して全学における教学責任を負うとともに理事会の一員として学園全体の経営責任を分担し、管理部門と教学部門との連携が機能するための役割を担っている。更に、学長のもとに教学組織の管理者全員を構成員とした評議会を設置して、毎月 1 回全学的な重要事項を協議して円滑な教学運営を行っている。

自己点検・評価では、平成 19(2007)年に「東大阪大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長統括の「自己点検・評価委員会」を組織して教育研究活動の改善に向けた取り組みが開始された。しかしながら、現時点では授業評価アンケートの報告書にとどまり、法令で定められた自己点検・評価報告書が未作成で、社会への公表もしていない。小規模な教職員組織の中でさまざまな改善事項を所管部署にて組織的に取り組み、適正な管理運営の

実現に努めている。

【改善を要する点】

- ・ 認証評価の受審まで、自己点検・評価活動が「自己点検・評価委員会」や教授会、学部学科会議での活動に留まっており、自己点検・評価報告書の未作成・未公開について改善を要する。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の財務状況は、大学の完成年度までは入学定員を上回り順調に推移していたが、近年は、定員未充足により収入が減少している。また、法人全体も、併設の短期大学部や高等学校の支出超過の影響もあって、近年は、経営諸比率も悪化傾向にある。

予算の編成は、法人事務局の方針を受けて、各部署が要求書を提出し、調整した後に理事会において審議、承認されている。会計処理については「学校法人村上学園経理規程」に基づき、適正に執行されている。

財務情報の公開については、ホームページや広報誌で公開していないが、在学生・保護者・教職員その他利害関係者からの請求に応じて閲覧に供している。

外部資金の獲得に向けては、科学研究費補助金は採択されているが、一層の取組みが必要である。

【参考意見】

- ・ 財務情報の公開については、ホームページでの掲載が望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎、体育施設、図書館、学生ホール、音楽棟や情報教室など教育研究活動の目的を達成するための施設設備を適切に整備し、運営している。特に、大学が主として使用している建物は、平成 15(2003)年度の大学開設に併せて新設されたものであり、教育研究目的を達成するために必要な施設設備は適切に整備されている。

図書館の収蔵図書、資料及びサービスについては整備されているが、一部の図書資料は整理が進んでいないことは課題である。

バリアフリーは、必要とされていたトイレや各棟の出入り口のフラット化を実施し、傾

斜スロープの設置など一部の改修工事を行っている。

施設の安全管理は、各棟に防災管理盤を設置するとともに機械警備と合わせて 24 時間体制で常駐している警備室にも警報受信機を設置しており、一通りの施策は実施している。

耐震化改修工事については、耐震診断を実施しておらず、具体的な整備計画の検討が求められる。

教育環境については、学内に多くの樹木が植えられており、また、広い学生ロビーを設けるなど、アメニティに配慮した環境が整っている。

【改善を要する点】

- ・建物の耐震化は、具体的な検討がなされていない点について、改善が必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域コミュニティの場として地域の子育てに関する核となり、地域社会に貢献していく目的で「こども研究センター」を設置し、子育てを中心とした実践活動を地域へ提供している。このセンターを通して、大学が有する物的・人的資源を社会に提供し、多くの利用者数を確保し、好評を博している。

大学間における連携事業として、「大学コンソーシアム大阪」に加盟して単位互換科目を開講することで、学生の幅広い学修機会を提供して教育研究活動に貢献している。ただし、受講者数が少ない点は課題として残されている。

東大阪市教育委員会が推進している「愛ガード運動」と連携して、大学付近の小学校児童登校時の学生と教員による見回り活動の実施や、小学校の学力補充補助要員として学生によるボランティア活動など地域社会との協力を積極的に行っている。

【優れた点】

- ・「こども研究センター」において、多くの利用者数を確保し、地域に大きく貢献している点は評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理の基本は就業規則に明示されている。また、セクシュアルハラスメントや情報倫理に関する規程化、「人権教育推進協議会」などの設置、教職員対象の「人権研修会」の

実施などの取組みは評価できる。一方で、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントへの取組みが遅れているため、速やかな対応を期待する。学生への人権教育は特別科目を配置して全学的に推進している。

学生寮では、定期的に防火訓練を実施しているが、全学的な避難訓練は実施されておらず、大規模地震に対する防災体制も未整備であるため検討することが望まれる。法人・大学ともに管理職や教職員の連絡網を作成して、緊急時に備えた基本的な管理体制を組織的に整備して、火災、自然災害、防犯などの危機管理は適切に行われている。

教員はさまざまな教育研究成果を研究紀要やホームページ、広報誌などの媒体を通じて学内外に公表している。また、科学技術振興機構や所属学会を利用して、公正かつ適切な情報開示に努めている。

